

告 示

埼玉県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

理事 斎 藤 松 司 埼玉県久喜市菖蒲町新堀二千四百六十八番地